

役員等報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人曙会の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬に関する必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等が当法人の理事会及び評議員会等（以下「会議等」という）に出席した場合には、役員等報酬を支給する。

2 当法人の職員を兼ねる役員には、本規程に基づく役員等報酬は支給しない。

(支給額)

第3条 前条に規定する役員等に対する報酬の額は別表に定める額とする。

(支給方法)

第4条 前条に規定する役員等報酬の支給は、会議等開催日当日に支給するものとする。

(出張及び旅費)

第5条 役員等が法人等業務のため出張した場合には、実費を支給する。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

別表 役員等報酬

1 評議員

評議員会への出席（1回あたり）	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための用務（1回あたり） 但し、用務地と評議員の住所地が同一市町村の場合は支給しない。	10,000円

但し、当法人定款第8条に規定する各年度の総額を超えないよう調整した額を支給することができ、同条の規定を超える場合は支給しない。

2 役員（理事及び監事）

理事会への出席（1回あたり）	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための用務（1回あたり） 但し、用務地と役員の住所地が同一市町村の場合は支給しない。	10,000円

3 上記金額は、源泉所得税控除後の手取り額とする。

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 曙 会